

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案に対する修正案
 ○国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）

（傍線部分は修正部分）

修正後

現行

<p>修正後</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>現行</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>
<p>期限</p>	<p>期限</p>		
<p>（中略）</p>	<p>（中略）</p>		
<p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p>	<p>特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 <u>沖縄特例通訳案内士に関すること。</u></p>		
<p>（以下略）</p>	<p>（以下略）</p>		
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>		